

『季刊三千里』が語る在日の日本定住

— 日本国籍否定から定住外国人 —

朴正義*

(e-mail : kannan322@hotmail.com)

目次

1. はじめに
 2. 民族性と国籍問題
 3. 民族性の回復
 4. 外国人として日本定住
 5. おわりに
-

1. はじめに

戦後一貫して在日韓国・朝鮮人(以下、在日と略す)社会の一体性を支えていたものを図式化して言えば、差別・無権利・貧困といった、在日がともに直面していた現実と、そこからの救済が仮託された祖国への憧憬、統一への夢という彼岸の意識であった。一世には、実際に帰国するか否かは別として、今も「統一すれば帰国する」が前提としてある。民族教育も、元々帰国を前提として始まったものであった。さらに、在日の二大組織である在日本大韓民国居留民団¹⁾(以下、民団と略す)・在日本朝鮮人総联合会(以下、総連と略す)は、ともに本国志向型の組織で、本国との繋がりからしか在日を捉えきれず、「日本定住」という考えはタブー視していた。

特に、過去に大きな勢力を持って在日を指導した総連は、「海外公民」として祖国の建設に在日を駆り立てることだけに熱中した。その代表が、「北朝鮮への帰還運動」と「北朝鮮への送金」²⁾であった。それに反し、日本での在日の差別撤廃・権利獲得闘争

* 圓光大学校 日語教育学科 日本學

1)現在の正式名称は在日本大韓国民団

2)例えば、在日の歌劇団「金剛山歌劇団」の公演の度に多額の献金が要求された。多い時には一回の公演で

には消極的というより、むしろ同化につながる闘争として反対の立場をとっていた。3)彼らの、在日への指導は「日本の地で祖国建設に励み、統一したあかつきには皆で祖国に帰る」に終始した。

また、民団は、現在も綱領に「大韓民国の国是を遵守する在日韓国国民として大韓民国の憲法と法律を遵守します」と明記しており、民団加入者へは韓国国防の義務を綱領に明定している。さらに、総連に負けずと本国への送金も盛んに行っていた4)。そこには、「将来に渡って日本への定住」と言う意識はなく、民団もやはり名目は「発展した祖国に帰る」で、在日を指導する理論は総連と全く同じであった。さらに、在日の二大組織は祖国に追随するかのように激しいイデオロギー闘争に終始していた。

しかし、『季刊三千里』が刊行された時期(1975年2月創刊、1987年5月巻50号終刊)は、在日社会の主役が一世から祖国を知らない二・三世への移行期で、民族教育を受けた二・三世は全体の20%にもすぎず、大多数の二・三世は韓国語が話せなかった。さらに、彼らと祖国とのつながりは唯一親の世代である一世だけで、祖国訪問または日本人との接触は、むしろ彼らが韓国人であるというアイデンティティを否定するものでもあった。帰属(国籍)だけが韓国・朝鮮で、彼らのアイデンティティはすでに日本にあったといっても過言でなく、このため、すでに在日のほとんどが、日本に定住することを前提として未来の生活設計を立てていた。問題は、在日が、どうすれば日本で幸福に暮していけるかであった。

しかし、韓国・朝鮮人に対する差別意識は日本社会に深く根付いており、大分部の在日は無権利の中で貧しい生活を強いられていた。日帝強占期、日本政府は植民地支配を強化するため、韓半島の歴史・文化を意図的に歪めて日本人に伝え、日本社会の中に「日本人＝優秀民族、朝鮮人＝劣等民族」という公式を作り出してきた。これが現在も、日本人の韓国・朝鮮人観として残り、さらに在日への差別意識を重複させ、在日が日本で無権利状態に置かれていることを当然なものとして、日本人に捉えさせてきた。この差別・無権利の日本社会においてなしくずしの同化が進行し、民族の誇りを持ちえない二・三世の在日は、日本定着への理論もビジョンもなく暮して行くしかなかった。

このような在日に、日本に定着することを前提とした論理を展開していたのが、唯一『季

100億円以上も集まる場合もあった。(韓光熙 『わが朝鮮総連の罪と罰』文芸春秋 p.p.193~194)、1973年以降、北朝鮮は経済政策の失敗から在日の資産強奪は激しくなった。(金賛汀 『韓国併合と百年と「在日」』新潮社 2010年 5月 p.p.234~235)

3)地方公務員採用運動に対して、総連の当時の第一副議長が、その運動を「反民族的行為」と断罪した。その理由は、「日帝強占期、朝鮮総督府の末端朝鮮人官吏が「反民族的行為」を行っていたが、日本の役所に籍をおくのはそれと同じ行為」である。(上掲書 p.234)

4)例えば、1988年のソウルオリンピックの開催を期に結成された在日韓国人後援会は、100億円にものぼる募金を集めた。それ以外にも、無理な本国への投資が強いられ、60年代から70年代に在日から本国に流れた資金は10億ドル以上になると言われている。しかし、現在はむしろ韓国政府が運営資金の6割から7割を負担しており、その金額は一年に数億円にのぼっており、海外僑胞への援助金の50%を上回っている。また最近、在日の本国投資も利益優先となってきた。

刊三千里』であった。在日が幸福に日本に定住するための課題は、在日が民族の誇りを持って日本に定住できる条件作りであった。まず、日本人が在日に対する差別意識をなくし、日本社会の一員として受け入れことである。そして、差別が撤廃されることによって権利が獲得され、得られた権利によって生活の向上をはかるという方向性が、この時期に生まれた。これに呼応するように、『季刊三千里』は多くの誌面をさき韓半島の歴史・文化を正しく伝えることによって、日本人に韓民族に対する理解を深めさせ、在日に対する差別意識を改めさせようと努力した。

しかし、『季刊三千里』の問題は、民族の誇りを持って日本に定住するためのビジョンを在日に提示することであった。つまり、日本社会に対する働き掛け、つまり外への問題でなく、在日の自身が日本へ住むという内への問題である。今回は、『季刊三千里』が、在日が日本に定着するために、どのような理論を提示しえたかを究明した。

2. 民族性と日本国籍問題

1960年代から70年代にかけて、在日の日本定住化がますます進む中、日本社会における個人の生活権や人権を擁護・確立するための運動が起こった。就職差別や、入居差別、結婚差別などの民族差別が日本社会のいたるところで起きている状況下で、1970年代半ばから民族差別に反対する市民団体が生まれた。さらに、国際的圧力に押されて、日本政府も国際人権規約や難民条約など批准せざるを得なくなったことも、差別撤廃要求に弾みを与えた。⁵⁾その中でも、特記すべき運動が「日立就職差別裁判」⁶⁾であった。この「日立就職差別裁判」は差別撤廃闘争ではあるが、「日本定住民」として生活向上のための権利獲得闘争の色合いが強かった。

『季刊三千里』は、権利獲得闘争そのものに対しては、肯定的に支持を表明してきた。しかし、『季刊三千里』全刊に掲載された記事の数が1350以上もあるにもかかわらず、権利獲得闘争に関する記事は10編にも満たなく、しかもその筆者のほとんどが日本人であった。さらに、「日立就職差別裁判」に関しては、独立した記事は見当たらない。『季刊三千里』の関心事は、権利獲得闘争ではなかった。

「日立就職差別裁判」もそうであったが、権利獲得闘争当時の論調は「在日二・三

5)全国的には、1982年、日本政府が難民条約を批准したことを受け、内外人平等のための法整備の必要性に迫られ、国民年金法、児童扶養手当法、特別児童扶養手当法、児童手当法からの国籍条項の撤廃を決めた。ただし、経過措置の不備のため高齢者等の無年金という深刻な差別が現在も大きな問題として残されている。

6)1970年に朴鐘碩氏が通名を使い日立製作所の入社試験を受け合格するが、韓国籍であることが判明すると解雇されるという事件である。結果、1974年横浜地方裁判所は、在日の通名使用は解雇理由にならないとして、日立の主張を退け、朴氏の勝訴で終わった。

世は、日本に生まれ、日本の教育をう受け、日本しか知らない、将来に渡って日本に住むしかない。しかも、過去において日本国籍を有していた一世の子・孫である。普通の日本人と変わらず、当然日本人が持つ権利を与えるべきである」であった。これに対し、

『季刊三千里』12号の座談会「在日朝鮮人⁷⁾を語る」で、姜在彦氏は「就職差別がなくなったとしても、肝心の朝鮮人が民族的な主体性をなくしていたら意味がない」⁸⁾と語り、なしくずしの同化の結果としての権利獲得を懸念をした。姜在彦氏つまり『季刊三千里』の主張は、「日本人と同じだから権利を獲得するのではなく、定住する外人として当然の権利を得るべきだ」であった。

「日立就職差別裁判」において大きな焦点は、「日本国民でない」つまり「日本国籍を有してない」という国籍問題⁹⁾であった。その後、これを契機として大々的に国籍条項撤廃運動が繰り広げられた。社会の諸制度¹⁰⁾や司法修習¹¹⁾における国籍条項撤廃運動が、それである。これに対し、鄭大均氏は、「在日韓国人が日本人と同様の社会権を獲得するということはアイデンティティと帰属の間のずれや乖離という状況を生み出すものであり、それは在日韓国人の(日本国籍取得への)準備性を高めるものであった」¹²⁾と、権利獲得闘争の終点が日本国籍取得と述べている。さらに、朴正浩氏が「民族差別は、国籍による差別であった」¹³⁾と指摘している。確かに、日本国籍を取得することによって、今まで権利獲得闘争の対象であった法的差別はなくなるであろう。このため現在は、権利獲得闘争より、日本国籍を取るべきだという主張が強く台頭してきた。しかし、戦後一貫して在日にとって「祖国に帰る」が前提となっており、「国籍取得問題」は勿論のこと日本定着についても、日本政府においても在日の中でも戦後長く公論されることはなかった。

7) 当時、在日を示す時、一般に「在日朝鮮人」と表記した。現在は、ニューカマーのを含めて、「在日韓国人」と表記されるのが一般的である。

8) 「座談会 在日朝鮮人を語る」『季刊三千里』12号 三千里社 1977年11月 pp.85~86

9) 日本国憲法は、戦後占領軍のアメリカから与えられたもので、そこに「peopleまたはcitizens」とあったものが、「人民」「市民」でなく「国民」と訳された。この「国民」を「日本に定住する者でなく、日本国籍の持つ者」と解釈し、国籍条項で義務はそのままして全ての権利を在日外国人から奪った。しかし、台湾籍のプロ野球選手の王貞治が1977年9月5日に、ホームラン世界新記録達成を理由に国民栄誉賞第一号を受賞している。

10) 在日コリアンが多く住む大阪では、公営住宅の入居差別や児童手当の支給要件に設けられた国籍条項の撤廃を求める運動が活発になり、1974年には15の市民団体が大阪府に対して公営住宅への入居差別の撤廃や児童手当の支給、国民年金の適用を求めた。その結果、翌年大阪府と大阪市は公営住宅への在日コリアンの入居、住宅金融公庫・国民金融公庫の利用を認めるようになった。

11) 1976年、司法試験に合格した金敬得氏は、日本国籍でないことを理由に司法修習生への採用が許可されなかった。それまで司法試験を受けて合格した在日コリアンは、全てが日本国籍を取得し弁護士となった。金敬得氏は日本国籍取得を拒否し最高裁判所に請願書を送った。1977年3月、最高裁は「日本国籍がないことを理由に不採用としない」という決定を下し、初めて外国籍を保持したまま司法修習生として採用されたのである。これ以降、弁護士資格については事実上国籍条項が撤廃されたことになるとともに、在日コリアンが公務員になれないという状況にも目が向けられていくことになった。

12) 鄭大均『在日韓国人の終焉』文芸新書 2001年 4月 p.93

13) 上掲書 p.92

国籍を捨てるに対し、鄭大均氏は、

日本社会が人間のモビリティ(移動性)に欠けていることも無関係でないであろう。この国には、日本人になる人間も少ないが、日本人をやめる人間も少ない。このような国で日本人と相互作用を通して人格を形成すると、国籍を変えるという発想が出てきにくいのである。14)

高賛侑氏は、

国籍を捨てるというのは、本人にとっては、予想以上に辛いことです。世界中に、たとえ差別されても国籍を捨てない人が多数存在するほど、国籍というのは重要な要素なんです。国籍を捨てなければならないという制度があってもいい訳がありません。第二次大戦以前はまだ外国人が少なかったけれども、現在は国際化がすすみ、世界中に外人が溢れています。世界的には人口の3%が外国に住んでいると言われていますが、数千万に達する外国人の権利が踏み躪られていいわけではないのです。15)

と述べているように、在日にとって日本国籍取得は、特に『季刊三千里』の時代は心情的にも難しい問題であった。

この「国籍問題」が公論される切っ掛けをつくったのが、坂中英徳氏が1975年に16)発表した「今後の出入国管理行政のあり方について」という論文であった。問題は、その中に記載された「在日朝鮮人の処遇」という個所である。17)その主旨は次の通りである。

在日朝鮮人はすでに日本に定着しており、もはや本国に帰る存在ではない。日本定住を前提に法的地位の問題、国籍の問題などを考えなければならない。結論的には、将来は日本国民になってもらうのが望ましいが、それを押しつけるわけにはいかないので、在日朝鮮人がすすんで日本国籍を取得しようという気持ちになるように、「開かれた日本社会」を作る必要がある。18)

14)上掲書 p.107

15)白井美友紀編 『日本国籍を取りますか?』 新幹社 2007年 p.p.227~228

16)論文自体は、出入国管理行政発足二十五周年記念事業として出された論文集中に「今後の出入国管理のあり方について」という題目で1975年に発表されたものであるが、1977年にその論文を自費出版で公表した。これを、一般に「坂中論文」と呼ばれている。

17)2001年には、自民党の太田誠一氏を中心として超党派で「国籍法の特例法案」が作られた。(白井美友紀 『日本国籍を取りますか?』 新幹社 2007年5月 pp.48~62) 1952年のサンフランシスコ条約後、一方的に剥奪された日本国籍を元に戻そうと言うものである。しかし、これに関しては、現在、日本の急激な右翼化現象で論議が止っている。

18)坂中英徳他 『北朝鮮帰国者問題の歴史と課題』 新幹社 2009年12月 p.28

日本社会が在日朝鮮人に教育と就職の機会均等を保障し自由競争の場を提供するようになれば、在日朝鮮人は日本社会で生きる希望を見出すであろうし、在日朝鮮人の中からその「能力」や「職業」によって高い社会的評価を受ける者が進出して来るだろう。そうなれば、日本人の朝鮮人観もおのずから変化していくであろうし、日本への帰化を積極的に肯定する方向でのコンセンサスが在日朝鮮人社会に形成されていくであろう。¹⁹⁾

この「坂中論文」は、在日の将来を三つに分けている。その一番目が、「祖国に帰る」。しかし、これは既に建前論でしかなく、現実性に欠いていた。次が、「外国籍のまま日本に永住する」。単一民族志向の強い日本において、多くの問題を温存する可能性を持っており、日本政府としては避けたいものであった。結果として、最後に残された道は、「日本への帰化」である。それを推進するためには、帰化しやすくように差別を和らげ、さらに帰化手続きを簡素化しなければならないというものである。

しかし、「坂中論文」の根本的な問題点として、「日本国籍取得」政策に、韓民族の民族的主体性が考慮されていないことが指摘される。ここには、民族教育というものが含まれていないため、「日本人になって権利を得ろ」という同化政策でしかない。在日を同化した日本人として受け入れるのであって、韓国系日本人として受け入れるものではなかった。そこには、少数民族という概念が存在していない。むしろ、それをなくそうとするものである。元々在日は地域的に分散して住んでいるため民族性を保つのが難しく、帰化政策によってなくすの同化が進むことは明白で、結果として日本での韓民族の消滅をまねくものである。そして、在日の歴史までなくすものでもある。

このため、1991年問題²⁰⁾に対する日本政府の本音が「全面日本国籍化」ではないか²¹⁾と推測され、ほうぼうから「同化を推進するものだ」などと批判された。このため、総連の機関紙『朝鮮時報』で、「坂中英徳という入管の役人はけしからん。我々は共和国の海外公民で、いずれ共和国に帰るのだ。我々が日本に定住するとは何ということ言うのだ」または「日本の役人が在日の生き方、処遇のあり方を論じるのはけしからん」と語っている²²⁾ように、在日の現状を考慮しない建前だけの感情的な批判が、在日社会を

19) 上掲書 p.28

20) 1965年、日韓基本条約締結に伴い締結された在日韓国人の法的地位（協定永住）について定めた日韓両国政府間の協定（日韓法的地位協定）では、国外退去に該当する事由が他の外国人と比べて大幅に緩和された協定永住資格は2代目までに限り、3代目以降については25年後に再協議することとした。その25年後が1991年であった。1991年、入管特例法により3代目以降にも同様の永住許可を行いつつ、同時に韓国人のみが対象となっていた協定永住が朝鮮籍、台湾籍の永住者も合わせて特別永住許可として一本化された。また、この時の「91年日韓外相覚書」には「地方自治体選挙権については、大韓民国政府より要望が表明された」と明記された。（金敬得「第2章 在日コリアンにとって、国籍と地方参政権とは」『日・韓「共生社会」の展望—韓国で実現した外国人地方参政権』田中宏 金敬得編 新幹社、2006年 pp.25~36）

21) 徐正禹「問われる在日の自立と主体」『季刊三千里』50号 三千里社 1987年5月 p.85

22) 前掲書 坂中英徳他 p.27

支配した。

しかし、1975年に発表された「坂中論文」には差別撤廃と権利獲得が日本政府の立場から述べられていたため、一部の在日の間においても評価された。さらに、この「坂中論文」は、日本政府と在日の双方に、在日の定住を前提として「在日が日本の住む」という意味を根本から考えさせるものであった。これを契機に日本に住むということの意味を在日は考えはじめたといえる。即ち、「祖国に帰る」一辺倒であった議論が、日本定着を前提として、「国籍問題」まで含め、「日本に住む」という意味が考えられるようになったのである。

それまでは、民族団体と在日の間では、「日本は仮にいて、いずれは本国に帰るのだ」との建前だけがまかり通っていた。特に、1959年から始めた北朝鮮帰国事業は1960年・1961年をピークに激減し、1970年代に入ると帰国者はいなくなったにもかかわらず、建前としては総連は「本国へ帰るのだ」と主張していた。しかし、1982年の入管法改正による特例永住許可制度の発足によって、真っ先に永住権者資格を取ったのは総連系の人たちであった。初年度だけで20万人ほどが永住申請をし、最終的には30万人近い朝鮮籍の人が永住者の地位を取得した。本国帰国志向が強かった総連系の人たちでさえ、「本国に帰らない。日本に定住する」と明確に意志表示したと言える。²³⁾すでに、在日社会は完全に「日本に定住する」に転換し、「国籍問題」を含め日本定住に関し本格的な議論が必要となっていた。

しかし、「国籍問題」に関して、徐正禹氏が「これほどの大規模な法的地位、処遇が問題にされようとしているにもかかわらず、当の在日韓国人社会では一部の知識人。活動家以外ではほとんど話題にさえあがってこない」²⁴⁾と述べているように、「国籍問題」は在日の将来を決定する問題であったにもかかわらず、『季刊三千里』においても本格的に座談会を組むなどして議論を行うことはなかった。

この「国籍問題」に対し、姜在彦氏は『季刊三千里』において

在日朝鮮人の場合は、多民族国家のなかの少数民族でなくて、あくまで帰化しないでどう生きていくかという関係が必要です。ですから、一つの国家内部における多数民族と少数民族という関係でなく、朝鮮人と日本人、あるいは日本人と中国人といった外国人対外国人の関係である。²⁵⁾

ここには、「日本国籍取得」は勿論のこと「韓国系日本人」と言う概念さえはない。『季刊三千里』の関心は、日本において外国人としていかに暮していくかであった。当

23)上掲書 p.27

24)前掲書 徐正禹 p.83

25)「座談会 在日朝鮮人を語る」『季刊三千里』12号 三千里社 1977年11月 p.83

時、在日の社会では、まだ、帰化した者は、民族の裏切り者として同胞社会から閉め出されていた。このため、帰化した者は、自ら民族性を取り除き日本人になりきる努力をすることができなかった。つまり、「日本国籍取得」は韓民族をやめるというを意味した。

しかし、ユダヤ人・中国人、そして韓国人までどの民族をとっても、移住すればその国の国籍をとり、何系何人として民族意識を失わずその国の国民として、軍人・警察官・国会議員さらに大統領にもなって活躍している。同じ韓民族でも中国の朝鮮族は、「国民意識」と「民族意識」を区別しながら、この二つが調和を保っている。つまり、「中国国民」であるという「国民意識」と、「朝鮮民族の一人」であるという「民族意識」をあわせ持つ。²⁶⁾これは、韓系アメリカ人、韓系ロシア人すべてがそうである。何故、在日にはそれが許されず、「日本国籍取得」は韓民族をやめるということを意味したのか。

これに対し、飯沼二郎氏は『季刊三千里』において、国民国家観から、答えを求めている。

むかしから根強くある単一民族国家観のせいだと思うんです。日本民族＝日本国民という考え方。……つまり、かれらが日本で正当な権利をもつためには朝鮮民族であることをやめなければならない。キム(金)でなくカネダ(金田)でなければならないんです。さきほど話した国公立教員の問題にしても、金敬得さん(司法修習の国籍問題)の問題にしても、これらの問題が法的根拠もなしに長年まかり通ってきた根底には、単一民族国家観があって、それを一億の日本人が意識的、無意識的に支持してきたということが言えると思うんです。²⁷⁾

と、日本の排他的国民国家観をあげている。日本社会にある「大和民族しか日本人にれない」という強い国民国家観に、韓国人社会にある「韓民族は韓国人でしかない」という強い国民国家観が反応して、帰化→同化→民族性取捨→裏切り者という公式を生み出してきたといえる。

「国民国家観」は近代ヨーロッパにおいて作られたもので、日本は明治に近代化を迎え、日本人全体に同一意識を持たせるために、天皇を中心とする「太古からの単一民族国家観」を作り上げた。しかし、この時点で、琉球王国を吸収し、さらにアイヌ人まで吸収した「太古からの単一民族国家」観は、虚偽でしかなかった。また、韓国においても、日帝強占期の独立、解放後の民族性回復、統一のイデオロギーとして、檀君を祖先とする「太古からの単一民族国家」観を作り上げてきた²⁸⁾。

また、「韓国・朝鮮籍」を保持すべき必要性として、姜在彦氏は、

在日同胞の日本生まれの世代の大多数は、すでに言葉、生活文化など民族的特性を

26) 金昌宣 『在日朝鮮人の人権と植民地主義』 評論者 2008年3月 p.76

27) 「座談会 在日朝鮮人を語る」『季刊三千里』12号 三千里社 1977年11月 p.81

28) 朴正義 『『삼국유사』 단군에 근거한 국민 국가관 연구』 2012年 안문사

失っても、辛じて「国籍」を民族のアイデンティティのよりどころとしている。いいかえれば「国籍」こそ、在日同胞が日本の「単一民族」へ吸収・同化から民族アイデンティティを守る最後の砦であり、一世たちが守ってきた貴重な遺産である。もちろん帰化して、日本人と完全平等をかちとる生き方もある。しかし、永住権を持つ外人として、義務に見合う権利を、どこまで日本人並みに近づけるのか。これは在日同胞の世紀的挑戦といっても、過言でない。29)

さらに、最近においても姜尚中氏は、

よく日本国籍を取得するとコリアン系日本人だという人がいますが、それは、全く虚構です。積極的に日本国籍を取得し、民族名を名乗る人であればそう言えますが、多くの帰化者はコリアン系日本人ではありません。そこにはコリアンの痕跡は残っておらず、これはもう完全な日本人です。だからこそ日本は国籍取得を奨励しているわけです。30)

つまり、民族のアイデンティティを保ちにくい日本社会の中で、同化していく在日にとって国籍だけが民族性を保つ手段と述べている。そして、民族的主体性を持ち得ない者は帰化すれば単なる日本人で、そこには韓国系日本人は存在しないと述べている。

通名の使用、日本学校への就学、差別から逃れる手段としての日本国籍の取得、つまり「逃避としての帰化」など、在日韓国人社会に広がっている急速な同化による民族意識の希薄化は、半世紀以上にわたって、日帝強占期を加えれば一世紀以上にわたって続けられてきた日本政府の同化政策によって強要された姿であり、ゆがめられた姿である。その意味において、在日韓国人は今なお植民地的状況下に置かれて暮しているだろう。31)これに対抗する手段が、国籍を守ることであり、『季刊三千里』は、結論付けている。ならば、「国籍」を守ることで、韓国人として誇りを持って日本で暮していけるのかである。

3. 民族性を回復する努力

1980年代に入って韓宗碩氏が孤立無援の闘いを開始した「指紋押捺拒否運動」32)は日本社会に大きな反響を巻き起こし、他の在日外国人も加わり大きなうねりとなり、歴史に残る人権運動として展開していった。

29)姜在彦 「在日同胞の将来象」 『統一日報』 1995年8月15日付け (鄭大均『在日韓国人の終焉』文芸新書 2001年 4月 p.59からの二次引用)

30)前掲書 白井美友紀編 p.240

31)金昌宣 『在日朝鮮人の人権と植民地主義』 評論者 2008年3月 p.22

32)「日本人なら犯罪者だけ強制されている指紋押捺を、外国人全員に強要するのは人権侵害だ」と、1980年代に盛んになった外国人登録証の指紋押捺を拒否する運動ある。1952年に定められた外国人登録法第14条による規定で、指紋の押捺、登録が義務づけられており、拒否者は逮捕につながる。1993年1月より廃止された。

『季刊三千里』は「指紋押捺拒否運動」に対しては積極的に取り組んでおり、それに関する直接の記事だけでも24編、第42号では「1985年指紋押捺制度をめぐって」³³⁾の題目で特集まで組んでいる。さらに、これに関連した「外国人登録法」や「出入国管理体制」に対する記事も、多く載せられた。「指紋押捺拒否運動」は、鄭大均氏が「在日の実質的な生活の質とは直接的に関わりのない差別の象徴に対する闘いであった」³⁴⁾と語っているように、まさに在日差別の象徴とも言え、韓国人(朝鮮人)として自尊心を回復する闘争であったといえるだろう。さらに、なし崩しの同化現象に歯止めをかけるものでもあった。このため、「指紋押捺拒否運動」では、日本人の各種団体と共に、民団³⁵⁾・その他在日団体も、その支援の主体として活発に活動した。

この運動に対し、『季刊三千里』において姜尚中氏は、

「在日」社会における最大の懸念は、指紋押捺拒否運動として盛り上がりを見せている人権・市民権獲得の運動としての闘いであるが、そこにはこれまでの「在日」の歴史にみられなかった新しい芽がそだちつつあるように思われる。それは、既成の民族団体から距離をおいた個々の「在日」朝鮮人が、「在日」をいかに生きるべきかを真剣に考え抜き、自分の意思と責任で行動を起こした点である。³⁶⁾

と述べているように、以後の差別撤廃・権利獲得闘争に、在日・在日団体が主体性を持って参加する契機ともなった。しかし、この闘争においてもやはり『季刊三千里』が懸念したのは、「差別さえなくなれば、在日は日本社会の一員として、幸福に暮していけるのか」である。『季刊三千里』が言いたかったのは、「大事なのは、いかに民族的主体性を持って生きるか」であった。これに関して『季刊三千里』は、第8号「在日二世の生活と意見」³⁷⁾と、第12号「在日朝鮮人を語る」³⁸⁾の二つの座談会で語っている。

第8号の「在日二世の生活と意見」という題目の座談会は、在日二世が自らの将来を語ったものである。この参加者は、『季刊三千里』編集委員の一人である司会者の姜在彦氏を除き、全て21～33才の在日二世、李銀子・申英哲氏(学生)・張善浩氏(電気技術工)・金是仁氏(医者)・金禮子氏(人形作家)・金誠智氏(同胞が経営する会社に勤務)であった。座談会の内容は、一世である姜在彦氏が、「二世である彼らがいかにして民族性を保っているのか」を傾聴するものであった。また、参加者の職業は一見多種多様

33) 「1985年 指紋押捺制度をめぐって」『季刊三千里』42号 三千里社 1985年5月 pp.88～106

34) 前掲書 p.96

35) 民団が「押捺留保戦術」を展開し、多数の押捺留保者を出したが、韓国政府がこの問題について日本政府に妥協的な姿勢を示すや、留保戦術を中止した。総連は、終始一貫してこの運動に無関心を貫いた。

36) 姜尚中 「「在日」の現在と未来の間」『季刊三千里』第42号 三千里社 1985年5月 p.118

37) 「座談会 在日二世の生活と意見」『季刊三千里』8号 三千里社 1976年8月 pp. 46～57

38) 「座談会 在日朝鮮人を語る」『季刊三千里』12号 三千里社 1977年11月 pp.75～87

に見えるが、全て実力の世界で、日本社会で働く上において在日であることが大きな障害とならない職業である。そして、彼らは民族学校を出たか、出ていなくとも学生時代に民族サークルに参加していた者達で、さらに、この時代にしては珍しく祖国訪問の経験者でもあった。即ち、彼らに共通して言えたのが、民族心を持ち合わせ民族の文化を持ち続けようと努力していた、二世の中でも模範生たちであったことである。

そのような彼らでさえ、韓国滞在中に生活文化の違い、また言葉の障害などから、自分が韓国人であることを本国人から拒絶された経験を持っていた。李銀子氏は「日本を仮の住まいと考えていたが、現実にはソウルで住むことによって、自分の考えが通らない」³⁹⁾と祖国韓国で住む難しさを訴えた。「日本定住」は、模範生の彼らにとっても、既成事実となっていた。しかし、日本に定住すると言っても、「勉強している段階では問題ないが、実力世界でないと頭打ち」「日本で生きていくことを考えても、日本企業で働くことは日本経済の発展のためになっても、朝鮮のためにならない」「仕事をして、親に楽にさせてあげたい。しかし、それだけで、将来に対する希望がない」⁴⁰⁾と言う申英哲氏の言葉に代表されるように、日本で生きていくための価値観を見い出せないでいた。つまり、日本でこれからも生きていこうと思っているが、日本社会のなかで主体的に生きていけない苦痛を述べている。

ここに、司会者の姜在彦氏は、在日が日本で主体的に生きるためには民族の誇りを持たなければならない、と話を導いている。しかし、参加者たちは一世と自分達を比較して、「一世の持っているプライドはごく自然であるが、二世は人為的な不自然なプライド」⁴¹⁾ (金礼子)、「一世と二世の間には根本的なギャップがある。思考方式が違うし、使っている言葉も違う。にもかかわらず、つねに一体として考えてきたのが問題、切り離して考えるべき」⁴²⁾ (金是仁)、「民族は棄てられないけれど、一世とのギャップは埋めがたい」⁴³⁾ (張善浩)と、民族的主体性を持つことの難しさを訴えている。それにもかかわらず、司会者である姜在彦氏は、的確な方策を提示することなく、ただ民族意識を持つことが大事であると説き続けるだけであった。そして、「在日朝鮮人の二世の生き方として、二つある。一つは祖国の統一をどのように早く実現させるか。もう一つは日本人の意識の中にある朝鮮観をかえていく」⁴⁴⁾と締めくくっている。

この姜在彦氏の発言に対し、日本定着を前提としている自分達の未来を祖国との関連からしか話していないとし、「祖国が統一されても、社会体制はもちろんのこと、生活習慣なども違う」⁴⁵⁾ (張善浩)と、統一されても帰って行くところでないかと反発している。姜氏がいう

39)前掲書「座談会 在日二世の生活と意見」 p.50

40)上掲書 p.55

41)上掲書 p.54

42)上掲書 p.56

43)上掲書 p.56

44)上掲書 p.57

45)上掲書 p.50

「祖国の統一をどのように早く実現させるか」は、勿論、帰国も考慮したものでもあるが、分断によって起きた在日間のイデオロギーの対立が解消されると同時に本国からの束縛が解かれ、在日社会が一致団結して日本の社会と対峙し、自らの将来を切り開くことができると説くものである。しかし、二世たちにとって、祖国統一は具体的にみえるものでなく、日本で生きるための直接的なものでなかった。彼らは、本国志向でなく在日志向での生き方を求めている。遠い未来でなく、現実の問題として「今どうするか」であった。

もう一つの「日本人の意識の中にある朝鮮観をかえていく」は、差別撤廃によって自尊心の回復を求めるものである。これに対し「日本人の中で朝鮮を認めさせ、理解させると言うことは、結局、我々が全力投球して彼らに対して、優勢を保つ以外にないと思います」⁴⁶⁾(申英哲氏)と、個々の努力の問題として捉えている。これは、彼らが既に述べたように実力世界にいるから言えることである。しかし、これでは、日本人との「共生」でなく、日本人との「競争」でしかない。さらに、問題は、二世三世達が自分自身の「韓国・朝鮮観」を確立していないのに、日本人の意識をどこまで改めさせることが出来るか疑問である。また、「日本人の意識の中にある朝鮮観」をかえただけで、民族的誇りが持てるようになるとは限らない。

この座談会の本質的な問題点は、なし崩しの同化に歯止めをかけるため「民族的主体性を持つ」ことであった。このため、第8号の座談会をサポートするように、次の第9号に座談会「我々の青春」を掲載した。この座談会の参加者は、若き日に独立運動と何らかの関連を持った一世たちであった。そこには、彼らの青春をかけて民族の誇りを守り通した苦悩の人生が語られており、一世が守り通してきた民族の誇りを二世三世にも受け継いでもらいたいという思いが綴られている。内容は、興味深く、読むに値するものであるが、「日本社会にあっても、なんとかして民族意識を強く持つようにしなければなりません」⁴⁷⁾(鄭詔文)、「民族の魂を失わないように生きることは、日本という環境の中で大変難しいと思います。問題の解決は、……一日も早く祖国を統一させることです」⁴⁸⁾(白祭玉)。ここで、一世たちが命をかけて、民族性を守り通してきたことは分かるが、一世の意識をそのまま二世・三世に要求しても無理である。しかも、一世が述べる方法論は、「自分をしっかり持つこと」と「祖国統一」でしかなかった。一世であるため意識することなく当然のごとく民族意識を持ちえたのであって、日本で生まれ育った二世たちが民族意識を持つことの難しさへの解決にはなっていない。

この二つの座談会で知り得たことは、本国志向の一世と、在日志向の二世三世とのギャップを埋めきれないということである。これは、結論として一世が常に口にする「祖国統一」からも理解できる。既に述べたように、「祖国統一」は、在日の将来を決定づけるも

46)上掲書 p.57

47)「座談会 われわれの青春」『季刊三千里』9号 三千里社 1977年2月 p.160

48)上掲書 p.160

のではない。「祖国統一」は日本で生きるための直接的なものではなく、「日本で生きる」という問題は日本国内問題である。

ここで、「日本社会の一員」として「日本人と共生」するために、在日はどのように生きていけばいいのか、これを『季刊三千里』は、第12号にの座談会「在日朝鮮人を語る」を通して示している。

4. 外国人として日本定住

第12号に座談会「在日朝鮮人を語る」が掲載されている。ここに、姜在彦氏を司会者とし、当時在日問題の市民活動家であった飯沼二郎氏(当時、京都大学教授)・梶村秀樹氏(当時、神奈川大学助教授)・田中宏氏(当時、愛知県立大学助教授)に、在日の現状と未来を語らせた。特に、この座談会は、在日の日本定住を前提として、在日の権利獲得を語らせるものであった。つまり、日本社会の中で、在日はどう生きるべきかである。まず、この会談の方向性として、飯沼二郎が、

日本国籍を持つことによって諸権利を獲得するのか、あるいはあくまでも朝鮮人として、できるかぎりの権利を獲得していくのか、という問題ですね。この二つのうち前者にはどうしても帰化は同化である現状を考えざるをえない。この点で、韓国の金敬得さんの問題がこれだけの反響を呼んだのは、帰化せずに朝鮮人として権利を要求したからこそ。⁴⁹⁾

と述べ、帰化という選択肢をはっきりと否定し、韓国・朝鮮籍のまま、日本定住民として当然得べき権利獲得を語っている。ここで、注目すべきが、帰化否定が、座談会の前提としてあったことである。しかし、帰化せずに権利獲得するためには、国籍条項という大きな壁があった。

これに関し、田中宏氏は「司法修習における国籍差別」⁵⁰⁾を例に出し、『季刊三千里』において、

「日本国籍を有しない者はダメだ」という理由がまったく曖昧なのに驚きました。相手が“憲法の番人”と言われる最高裁だけに、当初は我が目を疑いましたね。調べてみると、以前は修習生の欠格事由のなかに「日本国籍を有しない者」という一項は入っていなかったのに、1957年度選考から追加され、今日に至っているのです。しかし、いかなる理由

49) 「座談会 在日朝鮮人を語る」『季刊三千里』12号 三千里社 1977年11月 p.78

50) 注11)参照

で、またいかなる手続きでそれが行なわれたのかが、まったく曖昧なのですね。驚いたことに、その一年ほど前の弁護士法改正では、「司法試験に合格すれば、外国人であっても弁護士になれる」ことが改正理由の一つになっているのです。⁵¹⁾

さらに、飯沼二郎氏は、『季刊三千里』において、

国公立大学教員の採用問題にしても国籍の壁があるんです。……そこでよく調べてみると朝鮮人を国公立大学の教員にしてはいけないという法律はないのですが、人事院の見解として、公権力の行使または国家思想の形成への参画にたずさわる公務員には外人はふさわしくないというのがあるんですね。しかし、私もその一人ですが、大学教員が権力の行使または国家思想の形成へ参画しているとはとても思えませんよ。行政公務員ならともかく、教育公務員なんですから。このような拡大解釈をしようとしている官僚に対して、できるだけそれを最小限度に縮めていく、そして在日朝鮮人の権利を一つ一つ獲得していく運動を、現段階では進めるべきだと思います。⁵²⁾

と、国籍条項の法的曖昧さをつき、帰化せずとも日本で権利獲得できることを示唆している。高賛侑氏が「アメリカでは永住権でどの程度まで就職が可能かと聞いたところ、国家の極めて特殊な職務、極秘事項に関わる専門職以外は、公務員を含めて何にでもなれると言うことでした」⁵³⁾と述べているように、実際には国籍がなくても、その国の国民とほぼ同じ権利が得られるのが当時から世界的な主勢であった。

これらを受け、司会者の姜在彦氏は、「日本社会が差別社会であることを前提のもとに、無権利を当前のことだと思い、差別を歴史的に社会的に訴えることをしても、権利獲得を日本の法に照して運動を組織するという発想がなかった」と在日側の怠慢さを反省した上で、日本での生活保障として権利獲得を目指すべきことを述べている。

さらに、飯沼二郎氏は、「在日朝鮮人が真に幸福になるためには、結局民族的自覚を持って人格的に自立することである」⁵⁴⁾と続けている。即ち、帰化せず権利獲得をして日本に定住することが、民族的主体性を保って暮せる在日の唯一の道であると結論づけている。日本において外国人としての「日本社会の一員」である。即ち、「定住外国人」⁵⁵⁾である。ならば、「定住外国人」として、「どうすれば在日は誇りを持って生きてい

51)「座談会 在日朝鮮人を語る」『季刊三千里』12号 三千里社 1977年11月 p.76

52)上掲書 p.79

53)前掲書 白井美友紀編 p.228

54)前掲書 「座談会 在日朝鮮人を語る」 p.86

55)高賛侑氏は、この「定住外国人」の概念として、「スウェーデンのトーマス・ハンマーという学者は、「ある国に住んでいる人を『国民』と『外国人』にという二つの概念で分るのは古い」と言い切っています。彼は「国民」と「外国人」の間に「永住外国人」という概念を置き、それを「デニズン」と呼んでいます。「永住外国人」とは、その国に来てから永住権は取得するが、国籍は生まれた国のままの人々のことです。

けるのか」が、『季刊三千里』は最終号において、これから在日をリードしていくと思われた若き在日二世、徐正禹(当時、民族差別と闘う大阪連絡協議会事務局)・文京洙(当時、法政大学講師)・鄭雅英(当時、高校講師)・姜尚中(当時、明治学院大学講師)に、語らせている。

ここで、徐正禹氏は、『季刊三千里』において「問われる在日の自立と主体」⁵⁶⁾という題目で、今まで「本国帰国志向」の中で、差別撤廃・権利獲得闘争を行わず、ただ日本政府の意のままにおかれてきた過去を反省した上で、「定住外国人」の立場から議論して行かなければならないとし、

1965年の韓日条約は在日朝鮮人の權益を保障するものとしてもはやされた。しかし、現実には協定永住資格が、それも韓国籍に限って取得可能となった他は、せいぜい国民健康保険ぐらいのものであった。その後国民年金、児童手当などの各種社会保障、公務員就労、公団・公営住宅。公的奨学金、公的融資などは、全て在日自身の汗と涙と努力の結晶で勝ち取られたものであり、それを促進したのは国際人権規約と国連難民条約という国際条約であった。さらに重要なことは、これらの闘いの相当な部分を日本人が担ってきたという歴然とした事実である。その意味では私達在日は自らの力に自信を持つべきであり、かつ真に闘い連帯する日本人の存在を自覚すべきである。⁵⁷⁾

と、「定住外国人」として差別撤廃・権利獲得闘争を、自主的に運動の主体となって進めていかなければならず、さらに、日本人との共生という立場から日本人との連帯も訴えている。

また、文京洙氏は、『季刊三千里』において「躓い、苛立ち、そして希望」⁵⁸⁾という題目で、日本の高度成長にともない在日社会も「私生活主義」中心となり、同胞同士の仲間意識の連帯感が薄れ、民族離れが深刻である。そして、この間、なし崩しの同化が始まり、真の在日をみいだせなくなっている今、改めて「日本定着」を前提として、本国と切り離れた在日独自の運動体の組み立てが必要だと述べている。

さらに、鄭雅英氏は、『季刊三千里』において、「指紋拒否運動から」⁵⁹⁾という題目

自分の国が誇るに足りるかは別にして、やはり人間は、自分や家族や祖先が生まれ育った国の国籍をそう簡単に捨てられるものではありません。彼らは諸般の事情のために外国に来て永住することになったのであって、そう言う人たちに対し、ホスト国が国籍を捨てることを要求する必要はないし、また要求してはならない。そしてホスト国は、ひとたび永住権を与えたデニズンに対しては、国民とはほぼ同等の権利を与えるべきだというのが、ハンマーの考え方です。この考え方が、いまヨーロッパの主要な政策になっているんです」。(白井美友紀編 『日本国籍を取りますか?』 新幹社 2007年 p.225)

56) 「在日をいかに生きるか」『季刊三千里』50号 三千里社 1987年5月 p.p.81～88

57) 上掲書 p.88

58) 上掲書 p.p.88～96

59) 上掲書 p.p.96～102

で、当時大きな運動へと展開した「指紋拒否運動」を統括しながら、10代の拒否者を例にとり、

10代拒否者たちの「何で自分だけ指紋を押すのか」といった問いかけに。意味があるのではないか。同化・帰化の瀬戸際にある彼らの、日常生活上の実感から生まれた指紋に対する疑念や拒否行動が、実はそれ自体、優れて政治的な性格を帯びているのである。今回の外登法改「正」案の中で、日本政府が16才の拒否者に厳罰をもって臨もうとしていることは、それを物語る。10代の問いかけを足掛かりにして「南」か「北」かはもとより、「本国志向」か「在日志向」かという、在日民族運動内部の不毛な二分立に訣別し、それを乗り越えてゆく可能性を見いだそうと考えた。60)

それ以前の「統一すれば、国に帰る」という建前論を捨て、日本に定着する努力をはじめなければならないとし、そして、本国に翻弄されることなく、独自の運動体をくみ日本政府に対峙する道を選ぶべきだと訴えている。

最後に、姜尚中氏は『季刊三千里』において「在日に未来はあるか」という題目で、在日が未来を持つにはどうすべきか、次の三つ、

①「在日朝鮮人」の地域的な分散性という条件から見て。

「定住外国人」として「在日朝鮮(韓国)人」が、地域的な定着を活かしつつ、教育・福祉・生活自治等などの問題で、その民族性を公然化しながら、周辺の集団とのつながりを深めて行かなければならない。

②民族性を公然化しながら地域に「定住する外国人」として生きていくには。

それを可能にする民族文化の創造的な育成がともなわなければならない。地域的・階層的、また経済的な分断線によって疎隔されている「在日朝鮮(韓国)人」が、それらの障害を乗り越えて、共通の運命とアイデンティティを確かめ合い、その人間性＝民族性を肯定的に伸長させていくためにも、民族文化の創造に、「在日」の全てが参加できる機会と共通の広場が確保されなければならない。

③日本における民族文化の創造とは。

「在日」が祖国とは位相を異にしている点をかかえている以上、「在日」の独創性に根差した民族＝民族文化の地平を目指していくことが重要である。それが単なる文化的雑居性の域をでて、南北朝鮮と日本とも違ったカウンター・カルチャーにまで昇華されなければならない。61)

60)上掲書 p.99

61)上掲書 p.p.96~107

を提案しながら、「在日の文化的アイデンティティの基軸を模索していくことで、二世・三世の意識はその独自性を確保しながら、自ずから分断時代に喘ぐ南北朝鮮の現在に向けられていくはずである。そして、その中から、祖国と自分達の絆を再発見する糸口がつかめるのではなかろうか」⁶²⁾と締めくくっている。③の「民族文化の創造」は、すでに失われた民族性を、在日の立場から新たに創造することを述べている。

以上、四人の見解は、この姜尚中氏が説く「在日独自の民族文化の創造」につきるだろう。即ち、『季刊三千里』は、差別撤廃・権利獲得闘争を自主的に展開し、在日の特異性を生かした文化を創造することによって、「定住外国人」として民族の誇りを持って日本に住むことことができると、結論づけている。

5. おわりに

『季刊三千里』が発刊された時期は、「在日」の存在を外交取引きの道具か外貨の資金源ぐらいしか考えていなかった本国の政権はもとより、旧態依然たる組織主義で同胞の生活や願いから遊離しきった在日各民族団体に、先行世代があまにも翻弄され、さらに「日本定住」がタブー視されてきたにもかかわらず、同化とともに日本定着が急激に進んだ時期であった。そして、これに対応するかのように「坂中論文」が発表され、なしくずしの同化とともに「帰化」が勧められ、結果として在日社会の発展が著しく停滞した時であった。

『季刊三千里』が「国籍取得」に対し問題としたのは、帰化すれば主体的に日本で暮せるかである。つまり、帰化しても民族的主体性を持てるかである。『季刊三千里』は、当時の状況を考えた時、「帰化して民族的主体性を持つのは不可能」との見解を示している。当時、まだ本名による帰化が許可されなかった⁶³⁾ように、帰化＝同化という公式がなりたった時期であった。つまり、帰化のほとんどが差別から逃れるための「逃避として帰化」であった。このため、国籍を保持することだけが、民族的主体性を持ち続けることができる唯一の方法で、そして在日が誇りを持って生きる唯一の道だ、と『季刊三千里』は訴え続けたと言える。帰化して日本人になるのではなく、差別撤廃・権利獲得闘争を通し、「定住外国人」として誇りを持って暮すことが、『季刊三千里』の結論であった。

しかし、『季刊三千里』が同化の進んでいる二世三世に示しえたのは、一世の理論「民族の誇りを持って、外国人として日本で生きろ」と「祖国統一」でしかなかった。一

62)上掲書 p.106

63)1984年、家庭裁判所に民族名への変更を申し立てるが、却下。翌年、同じ境遇の人たちと「民族名をろりもどす会」を結成。帰化要件から「日本語名勧誘」を取り除かせる運動成果を挙げた。1987年、二度目の申し立てで在日コリアンとして初めて、民族名を戸籍に取り戻した。(愛媛新聞社 在日取材班 『在日 日韓朝の狭間にいきる』 愛媛新聞社 2004年 p.128)

世は自然に民族の誇りを持つことができたが、二世三世はそうではなかった。「祖国統一」は、一世がそうであったように、本国と一緒に未来を切り開くことを意味するものであった。しかし、日本へ定住し「日本社会の一員」になることは、日本と一緒に未来を切り開くことではないだろうか。「日本社会の一員」という意味を、そして二世三世へ将来のビジョンを、『季刊三千里』は最後まで示すことができなかった。終刊号に李進熙氏が「気になるのは、二世三世が一人歩きする雑誌につなげなかったことです」⁶⁴⁾と述べていることは、『季刊三千里』の限界を示したと言える。差別をなくすことに貢献したが、在日二世三世の急激に進んでいる同化を停める理論を創造することはできなかったといえる。

サッカーや野球など日韓試合において、現在の在日の主体をなす三世四世は韓国・北朝鮮でなく日本を応援する。彼らのアイデンティティはすでに心情的に日本人であるにもかかわらず、韓国系日本人を自信を持って打ち出すことができないのである。それを、遮る一番大きな要因が、国民国家観である。すでに述べたように、日本社会に根強く残っている「大和民族だけが、日本人になりえる」と、在日のなかにある「韓民族は、韓国人にしかなれない」である。このような状況下で、在日は根なし草のごとく、日本にも韓国にも国家帰属意識を持ち得ないで存在している。両国の国民国家観の犠牲者ともいえる。これは、現在少数であるが、韓国に帰化し韓国に定住しようとしている日系韓国人にも大きな壁となっている。⁶⁵⁾ここに、姜尚中氏が説く「在日独自の民族文化の創造」が意味を持つのではないだろうか。

現在、韓日両国の不必要な感情的摩擦の多くは、この両国の激しい国民国家観が助長しているといっても過言ではない。確かに、両国は世界的にみても長い歴史を持つ民族であるが、作られた「太古の時代から一つの民族」という概念は、日本では明治において国体を維持するため、韓国においては独立運動そして解放期において必要なイデオロギーであったが、今、それを見直さなければならない時期が来たと筆者は思う。

しかし、お互いの国民国家観が激しく衝突する日本において、帰化すれば同化の道を歩むしかない、そして在日が自分自身に誇りを持って暮せるのは民族の主体性を持って外国人として暮していくしかない『季刊三千里』は結論づけた。ここで、『季刊三千里』が、在日の将来として打ち出しのが、「定住外国人」である。

64) 『季刊三千里』50号 三千里社 1987年5月 p.261

65) 朴正義 「ニューカマの国家帰属意識- ニューコリアタウン太久保を中心に-」(日本文化学報 58輯) 2013年 韓国日本文化学会

【参考文献】

- 金石範 『在日の思想』 筑摩書房 1981年
金時鐘 『在日のはざままで』 平凡社 2006年
金賛汀 『韓国併合と百年と「在日」』 新潮社 2010年5月
金昌宣 『在日朝鮮人の人権と植民地主義』 評論者 2008年3月
尹健次 『日本国民論』 筑摩書房 1997年
朴正義 『삼국유사』 단군에 근거한 국민 국가관 연구』 2012年 안문사
韓光熙 『わが朝鮮総連の罪と罰』 文芸春秋
鄭大均 『在日韓国人の終焉』 文芸新書 2001年 4月
愛媛新聞社 在日取材班 『在日 日韓朝の狭間に生きる』 愛媛新聞社 2004年
菊池嘉晃 『北朝鮮帰国事業』 中央公論新社 2009年11月,
坂中英徳他 『北朝鮮帰国者問題の歴史と課題』 新幹社 2009年12月
白井美友紀 『日本国籍を取りますか?』 新幹社 2007年5月
田中宏/金敬得編 『日韓「共生社会」の展望—韓国で実現した外国人地方参政権』 新幹社 2006年
『季刊三千里』 8号 三千里社 1976年 8月
『季刊三千里』 9号 三千里社 1977年 2月
『季刊三千里』 12号 三千里社 1977年11月
『季刊三千里』 42号 三千里社 1985年 5月
『季刊三千里』 50号 三千里社 1987年 5月

要 旨

『季刊三千里』が発刊された時期は、二世三世が同化とともに日本定着が急激に進んだ期であった。この時期、『季刊三千里』は、民団・総連の二大組織さらに本国とも与せず、「日本定着」を前提とした未来を二世三世を示す必要に迫られた。

「坂中論文」を契機として「逃避からの帰化」が進む中で、『季刊三千里』は日本国籍取得は同化以外の何ものでないと、帰化は「日本定着」の選択肢から排除した。『季刊三千里』が二世三世に求めたのは、「民族の誇りを持って、外国人として日本で生きろ」、即ち「定住外国人」であった。差別・無権利・貧困といった在日の凶式から、救済が仮託された祖国への憧憬、統一への夢という彼岸の意識ではなく、現実社会において差別撤廃・権利獲得闘争を通して抜け出すことを主張した。

また、差別がなくなり権利を得たとしても、それで在日が幸せになるのではないとして、そこに本国でもない日本でもない「在日独自の民族文化の創造」を呼び掛けている。在日が自分自身に誇りを持って暮せるのは、民族の主体性を持って外国人として暮していくしかない、と『季刊三千里』は結論づけた。

Key Words : 季刊三千里、在日の歴史、帰化、同化、定住外国人

투 고 : 2014. 5. 31
1차 심사 : 2014. 6. 14
2차 심사 : 2014. 7. 5